

審査の結果の要旨

広瀬裕子

本論文は、イギリスにおいて1994年に制度化された性教育の義務必修化の政策の立案と審議の過程を分析し、セクシュアリティという私事領域の教育に政府が介入するにいたった経緯を、近代公教育の公私二元論の原則における葛藤として叙述し考察している。

第一部においては、性教育の制度化前史を対象として1950年代から1960年代の性教育状況（第1章）、「進歩的」性教育の動向（第2章）、避妊の意味づけの変化と家族計画協会の性教育への参入（第3章）が詳細に分析され、家族計画協会に牽引された「進歩的」性教育と道徳的右派と呼ばれる原理主義的保守派の諸団体による性教育批判との対立構図が叙述されている。

第二部においては、性教育の制度化過程が主題化され、家族計画協会による性教育の宣言（第4章）、性教育をめぐる議会の論争史（第5章）、性教育の義務必修化の法的枠組みの政策論議（第6章）、性教育における論争的事項（第7章）、性教育に対する世論とメディアの報道（第8章）、道徳的右派による性教育批判の論理（第9章）、性教育に対する宗教界の見解（第10章）が多様な文書と議事録を資料として考察されている。

第三部においては、性教育が義務必修化された制度の展開と実際が検討され（第11章）、性教育導入の様式と授業実践の具体について事例調査をもとに記述されている。

そして第四部の「考察」においては、性教育の義務必修化において現れた「許容的」社会の「負」の問題水準と国家による価値教育の二つの位相において公私二元論の原則が再調整を求められたことの教育行政学的な意味について探究されている。

本論文は、イギリスにおける性教育をめぐる議論と政策に関する洗練された実証的研究であり、性教育に関する「進歩的」教育と道徳的右派との論争を議会レベルの審議と政策において包括的に研究した本格的な研究である。これほど詳細かつ精緻に性教育の義務必修化の過程を考察した研究は日本はもちろんイギリスにおいても例を見ない点において、本論文はそのオリジナリティを評価された。さらに本論文は、性教育の義務必修化がサッチャー首相の保守政権下において政策化され、しかも「進歩的」勢力の推進する性教育の内容が制度化されるという逆説的現象に着目したユニークな考察を行っている。本論文は、この保革の逆説的現象の基盤を10代の妊娠やAIDSの拡大に代表される私的領域の「浮遊」によるものと解釈して、セクシュアリティという私的領域に対する公的介入が必然化され、近代公教育の行政における公私二元論の原則も再調整されるにいたったと結論づけている。

本論文は、上記のように、イギリスにおける性教育の義務必修化の政策分析において精緻な実証的研究として評価されるだけでなく、セクシュアリティの教育に対する公的介入の論理を考察した点においても独創的で優れた成果をあげている。よって、本論文は博士論文としての水準を十分にみたすものとして評価された。